

令和2年(2020年)4月スタート

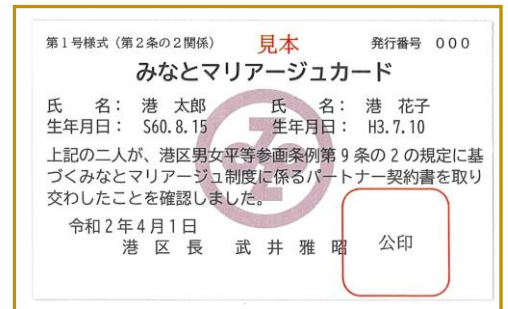
「契約書」で
パートナーに!

みなとマリアーージュ制度

○みなとマリアーージュ制度とは・・・

性的マイノリティの方を対象として、誰もが、性的指向・性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するために港区が設ける制度です。他の自治体ではパートナーシップ制度といわれています。

二人が共同生活に関する契約を結び、港区が契約を確認したことを示す「みなとマリアーージュカード」を交付する仕組みです。



○対象者の要件

- 同性間・異性間でも、外国籍の人も利用できます。
制度の利用には、(1)～(4)の要件を全て満たすことが必要です。
- (1) 双方又は一方が港区内在住であること 又は 双方が1か月以内に港区内へ転入予定であること。
 - (2) 成年であること。
 - (3) 配偶者(内縁を含む。)がないこと。
 - (4) 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと。

■公証役場で必要なもの(手数料必要)

- ・公正証書の場合 公証人が契約書を作成
- ・私文書認証の場合 二人で契約書を作成し持参
手数料は、契約書の枚数や通数によって変わります。公正証書の場合、戸籍全部事項証明書等が必要です。
詳細は、公証役場に確認してください。

○手続の流れ

- (1) 区ホームページで契約書(標準様式)を入手する。
- (2) 二人で、公証役場で契約書(公正証書)を作成してもらう。又は、公証役場で契約書(私製)の私文書認証を受ける。
- (3) 港区(人権・男女平等参画担当)に来庁日時を予約する。
- (4) 港区(人権・男女平等参画担当)でみなとマリアーージュカードの交付を申し込む。
- (5) 港区役所でみなとマリアーージュカードの交付を受ける。

■区役所で必要なもの

- ・契約書(公正証書又は私文書認証を受けたもの)
- ・戸籍全部事項証明書又は戸籍一部事項証明書(外国籍の場合、独身証明書等(日本語訳付き))
- ・住民票の写し(個人)
- ・本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)

○メリット

区ホームページで入手した契約書を交わすと

- ・二人の共同生活を契約で担保する効力があります。
- ・二人の間で締結した契約書は、当事者間では、全国で有効です。区外に転出しても契約書は有効です。

みなとマリアーージュカードの交付を受けると

- ・港区が管理する区民向け住宅(世帯用)に夫婦と同様に入居申込みをすることができます。
- ・民間住宅を探したり、賃借したりする場合に夫婦と同様に対応してもらいたいことを理解されやすくなります。
- ・病院で医療同意、付添い等をする場合に理解されやすくなります。
- ・携帯電話の家族割を利用できます。
- ・性的マイノリティへの社会的な理解が進み、日常生活で直面する困りごとの解決につながります。

区ホームページで入手する契約書は、誰でも自由に利用できます。

- ・みなとマリアーージュカードが不要な場合は、公証役場や港区に行かずに、二人だけで契約書を交わせます。

○手続の問合せ・予約

制度の手引等の詳細は、区ホームページを御覧ください(検索 [みなとマリアーージュ](#))。手続の問合せは、随時受け付けます。みなとマリアーージュカードの交付申込みの際は、来庁日時を電話で予約してください。

【問合せ】 港区 総務部 人権・男女平等参画担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 区役所4階 ☎03-3578-2111 (代表)

港区男女平等参画条例を改正しました

区は、平成16年4月1日に港区男女平等参画条例を施行し、区民、事業者の皆様とともに男女平等参画社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んできました。

このたび、港区男女平等参画条例を改正し、「みなとマリアージュ制度」を導入するとともに、性的指向、性自認に関する規定を整備しました。(令和2年4月1日施行)

条例改正の趣旨を御理解いただき、取組の推進について御協力くださいますようお願いいたします。

○改正のポイント

①基本理念(第3条)について修正及び追加をしました。

- ▶ 全ての人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。
- ▶ 全ての人々の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。

②差別的取扱い等の禁止(第7条)について修正及び追加をしました。

- ▶ 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。
- ▶ 何人も、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待その他の暴力的行為をしてはならない。
- ▶ 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。【カミングアウトの自由 アウティングの禁止】
- ▶ 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。【全国初】

③基本的施策(第9条)について追加をしました。

- ▶ 性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人々の尊厳を守るための施策
- ▶ 性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

④みなとマリアージュ制度(第9条の2)を創設しました。(裏面参照)

用語定義	性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。	性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
	性自認 自己の性別についての認識をいう。	性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。

○「性別表現」について

性別表現は、「振る舞う性」といわれ、服装、髪形、振る舞い、仕草、言葉遣い、持ち物などを通して、性別を外部に表すことをいいます。条例では、**全ての人々の性別表現を尊重し、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならないこと**を明示しました。**性別表現の自由**を保障するものです。

Q性別表現は、トランスジェンダー(身体の性別と自認する性別とが一致しない人)が悩むのですか？

Aトランスジェンダーは、外見をめぐって社会から求められる性別表現で悩むことがあります。また、トランスジェンダーではないシスジェンダー(身体の性別と自認する性別とが一致する人)にも悩む人がいます。身体の性別や自認する性別と自分が求める性別表現とが一致するとは限らないからです。

Q私は女性ですが、スカートが嫌いです。スラックスをはきたいです。他の女性はどうでしょうか？

A女性の中には、スカートが寒い、自転車にからまる、素足が見えてしまう、痴漢に遭うなどの理由で、スラックスをはきたい人がいます。志望校の制服がスカートのみのために、スカートもスラックスも選べる別の学校を探す人もいます。

Q学校や企業は、男女別の制服についての規則を設けてはいけないのですか？

A条例は、学校や企業の制服等について、**秩序維持や業務上の必要性から合理的な範囲内で男女別の規則を設けることを一律に禁止する趣旨ではありません**。制服等のあり方を考えるきっかけにしてください。

【問合せ】 港区 総務部 人権・男女平等参画担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 区役所4階 ☎03-3578-2111 (代表)